

報 東 白 川

発行 岐阜県加茂郡 東白川村公民館 印刷 今井印刷所

八七・四九パーセント 好成績だった知事選挙

大きくのびた投票率

▽岐阜県知事の任期満了による選挙が去る九月十六日行われました。△
 △今度の選挙は八月二十二日公示以来、三人の立候補があり九月十五：△
 △日まで選挙運動が行なわれてきましたが一見静かな選挙戦で一般の△
 △関心も薄いのではないかと懸念をくつがえし、その投票率は七四：△
 △八三パーセントと前回の参院選の投票率を大きく上まわり県民の選△
 △挙に対する関心の深さを物語っています。

本村においても、村内五本村関係分の投票および開
 ケ所の投票所において午前 票結果は次のとおりです。
 七時から開始されましたが
 出足は好調、その投票率は
 県平均をはるかにしのぐ、
 八七・四九パーセントとい
 う好成绩で前回の参院選の
 七一・〇八パーセントと比
 較して、身近な知事選挙で
 あるだけに村民の関心がい
 かに深かつたかうかがえま
 した。

なお、開票は当日午後七
 時三十分より東白川村役場
 において行なわれましたが
 立会の方で開票されまし

選挙当日、村内の予想投た、応募総数一六九五人の
 票率の投票箱が各投票所入 うち本村確定投票率の八七
 口に設けられましたが、一・四九パーセントの的中者
 日おいた去る十八日警察官 は一人もなく、最も近い予
 想投票率の十六人の方につ

一等は上親田の安江さん

的中者なしの予想投票

(有効投票内訳)

| | |
|------|-------|
| 松野幸泰 | 一六九五票 |
| 中村波男 | 七三八票 |
| 島田貞男 | 一二六票 |
| 無効投票 | 一四票 |

投票状況

| 投票所 | 当日の有権者 | 投票者数 | 棄権者数 | 投票率% |
|---------|--------|-------|------|-------|
| 神 土 | 男女計 | 460 | 40 | 91.30 |
| | | 507 | 66 | 86.98 |
| 神 付 | 男女計 | 967 | 106 | 89.04 |
| | | 153 | 10 | 93.46 |
| 越 原 (下) | 男女計 | 187 | 24 | 87.16 |
| | | 340 | 34 | 90.00 |
| 越 原 (上) | 男女計 | 280 | 28 | 90.00 |
| | | 302 | 52 | 82.78 |
| 五 加 | 男女計 | 582 | 80 | 86.25 |
| | | 234 | 18 | 92.31 |
| 計 | 男女計 | 238 | 52 | 78.15 |
| | | 472 | 70 | 85.17 |
| 計 | 男女計 | 275 | 29 | 89.45 |
| | | 305 | 49 | 83.93 |
| 計 | 男女計 | 580 | 78 | 86.55 |
| | | 1,402 | 125 | 91.08 |
| 計 | 男女計 | 1,539 | 243 | 84.21 |
| | | 2,941 | 368 | 87.49 |

いて厳正に抽選の結果、次
 の方が当選されました。
 次の方の投票率はいづれも
 わずか〇・〇一パーセント
 のちがいでした。

なお、投票成績の良かつ
 た次の五部落に対しても村
 から感謝状が贈られまし
 た。

- 一位 久須見 九六・一五%
- 二位 加倉尾 九三・三三%
- 三位 神付 九二・九二%
- 四位 日向 九二・四九%
- 五位 黒淵 九二・二五%

敷地拡張工事に着手

東中校舎増築いよいよ具体化する

かねてから、村民待望の
 的となつていた東白川中学
 校舎の新増築問題が具体
 化し、いよいよ敷地拡張
 張工事がはじまりました。

この敷地工事は、去る九
 月十二日、役場で各業者か
 らの競争入札の結果、工費
 六〇万円で、益田郡金山町
 の「金山建設KK」が請負

い、すでにこの十八日から
 工事に入っています。完成
 は十月十五日頃の予定。
 なお、建築工事について
 も、敷地完成後、引続いて
 行なう計画であり、とりあ
 えず特別教室事業からさき
 に進められています。

農繁期には栄養と睡眠を充分に

九月三十日から

電話料金がかわりました

この九月三十日から電話
 の料金がかわりました。

これは、現在までの料金
 制度が、明治二十三年わが
 国ではじめて電話制度を実
 施した当時のものであり、
 その後の電信電話の発達に
 つれていろいろ不合理な点
 や不便な面がありますので
 これを時代に即した制度に
 改正したものです。

改正の主な点は、市外通
 話が、三分・一分制になつ
 たことです。いままでの市
 外通話の計算方法は、すべ
 て三分間で一通話、あと三
 分間毎に二通話、三通話と
 三分さきみになつており、
 例えば、最初の三分間を少
 しても超えると二通話、す
 なわち六分間の計算で加
 算されていきました。

こんどの改正では、最初
 の三分間はいままゝと同様
 ですが、三分間をすぎます
 と、あとは一分さきみで料
 金が計算されます。つまり
 タクシーや電気のメーター
 と同じしくみで計算される
 わけです。

このため、九月三十日か
 らの市外通話料が多少かわ
 りましたのでご諒承くださ
 い。(東白川郵便局)

にとりかゝる予定で、年度
 内完成をめざして、目下そ
 の設計等の準備が進められ
 ています。

「追加490万円一般設計」 審議を11件など設定条

東白川村れも原案どおり可決されま
 議会第三回
 臨時会が去
 る十二日役
 場に於て開
 催され、昭
 和三十七年
 度東白川村
 歳入歳出追
 加予算をは
 じめ十一議
 案が審議さ
 れましたが
 分担金徴収
 条例にかゝ
 る五議案に
 ついては林野土木常任委員
 会に附託して継続審議を行
 うことになったはほかはいづ

- 業分担金徴収条例設定に
 ついて
 九、教育委員会委員の選任
 につき同意を求めること
 について
 十、本年度公有林整備事業
 費起債について
 十一、工事施行について
 十二、工事請負契約の締結
 について
 なお、今回の追加予算の
 内訳は次のとおりです。
 (歳入)
 ①村税 三、五九〇円
 ②地方交付税 六三、〇〇〇円
 ③分担金及負担金 二、四三、六〇〇円
 ④国庫支出金 三、四〇〇円
 ⑤県支出金 一、四八、二五〇円

「歌って踊って話合う」 成果「初秋のつどい」

「秩序ある共同生活を行
 うことによつて、より以上
 仲間意識を深めると共に、
 規律、礼儀、奉仕の精神を
 少しでも身につけたい」と
 という目的のもとに東白川青
 年団、青年学級主催の研究
 集会在青年団員、学級生五
 〇名が参加して東白川中学
 校、神土小学校に於いて去
 る九月八日九日の二日間に
 わたり開催されました。

これは「初秋のつどい」
 と題して例年行なつてい
 るもので青年活動の中で最も
 意義ある行事の一つだそう
 です。二日間の主な内容を
 ひろつて見ると、講話、ス
 ポーツ、話し合い、フォーク
 ダンス、討論会等変化に富
 んだ内容が組まれてあり、
 講師も美濃加茂市社会教育
 課長小栗憲八先生、美濃加
 茂市フォークダンス同好会

合計 四、四三、七五〇円

(歳入)
 ①議会費 七、五〇〇円
 ②役場費 三、九、二〇〇円
 ③消防費 一、〇〇〇円
 ④教育費 一、五〇〇円
 ⑤社会及労働施設費 三、〇〇〇円

⑥保険衛生費 四、三〇〇円
 ⑦産業経済費 三、七三、七〇〇円
 ⑧財産費 一、四、一〇〇円
 ⑨選挙費 四、五〇〇円
 ⑩公債費 五、〇〇〇円
 ⑪諸支出金 八、七五〇円
 合計 四、四三、七五〇円

大会 健脚東白川大活躍 安江君ら七人が県大会へ

郡民体育の祭典とも云う
 べき「第六回加茂郡体育大
 会」が九月二日八百津町に
 おいて郡内七ヶ町村八百余
 名の選手が参加して盛大に
 行なわれました。

本村からも河田村長を団
 長とする百十余名の選手団
 が参加し、陸上、球技、剣
 道にと各種目に大活躍の結
 果、総合で四位の成績とな
 りました。

本村関係の団体および個
 人は青年の見方をかえなけれ
 ばならないと思ひます。人
 数が減少することによつて
 青年活動はだんだん不活潑
 になつていくものさ
 しは今度の研集会を見たこ
 とによつてあてはまらない
 というところを感じさせられ
 ました。

なお、來
 る九月二十
 九、三十日
 の二日間、
 新装なつた
 岐阜県営グ
 ラウンドに
 於いて「第
 十四回岐阜
 県体育大会が開催されます
 県下各地で選ばれた精鋭数
 千名が郷土の名譽をになつ
 て技を競うこの大会も、国
 民体育大会、東京オリンピ
 ックと大きな大会を間近に
 ひかえているだけに、今年
 は今まで以上盛大になるこ
 とが考えられます。

本村からも去る九月二日
 八百津町に於いて開催され
 た第六回加茂郡体育大会に
 優秀な成績を取めた次の選
 手が郡代表として県大会に
 出場することになりました
 (青年男子)
 山口芳宏 一位
 村雲一仁 二位
 安江 誉 三位
 (青年女子)
 今井延子 一位
 山田悦司 二位

個人

| | | |
|----|------|------|
| 優勝 | 走巾跳 | 安江辰巳 |
| 優勝 | 三段跳 | 松岡公男 |
| 二位 | 一万米 | 田口芳宏 |
| 二位 | 五千米 | 村雲一仁 |
| 二位 | 八百米 | 安江 誉 |
| 二位 | 八百米 | 高木 孜 |
| 二位 | 百米 | 伊藤澄雄 |
| 三位 | 百米 | 松岡公男 |
| 三位 | 百米 | 今井延子 |
| 三位 | 二百米 | 今井久子 |
| 三位 | 千五百米 | 三森鉄男 |

▲団体

| | |
|--------|----|
| 青年男子の部 | 三位 |
| 青年女子の部 | 三位 |
| 一般男子の部 | 三位 |
| 青年男子の部 | 三位 |
| 青年女子の部 | 二位 |
| 野球(一般) | 二位 |
| 卓球教員の部 | 三位 |
| 剣道一般の部 | 二位 |

本村からも去る九月二日
 八百津町に於いて開催され
 た第六回加茂郡体育大会に
 優秀な成績を取めた次の選
 手が郡代表として県大会に
 出場することになりました
 (青年男子)
 山口芳宏 一位
 村雲一仁 二位
 安江 誉 三位
 (青年女子)
 今井延子 一位
 山田悦司 二位

「赤い羽根」募金に……
 ……ご協力下さい

毎年十月
 一杯を国
 民たすけ
 い共同募
 金運動の
 月間とし
 て全国的
 に赤い羽
 根募金が行
 われていま
 す。

本村でも
 六万六千余
 円の目標額
 完遂のため
 只今その運
 動を展開中
 で、近く皆
 さんにご協
 力願ひ目標
 額をお知らせ
 しますので
 数多くの
 気の毒な人
 たちのため
 に格別なご
 協力とご同
 情を願ひま
 す。



こんなにもある・・・ 私たちの村の明るい話題

明るい話題の少ないこのごろ、私たちは新聞のかたすみや人のうわさに、小さな明るい話題を見つけたとき何かしらホッとしたりするような気がします。自分のことを考えることがせいっぱいの今、大きいこと小さいことにかかわらず、人のためにつくすというものは本当に難しいことです。そんな中に、この村にもこんなにも明るい話題がありますので紹介して見ましょう。

その一つに去る八月二九日の岐阜タイムスに「愛の定期便」として広く紹介された、本村東白川村有線放送協会勤務の沢木多枝子さんの隠れた善行があります。沢木さんは高校時代毎週慰問していた可児郡可児町土田にある虚弱児収容施設「白鳩学園」へ、今年四月卒業後有線放送協会に就職初めて手にした給料からその一部を児童のために使つて下さいと送つてから毎月送り続けてきたのが「愛の定期便」としてのこのたび明るい、心あたまるニュースとして新聞で紹介されました。

このごろは車の激増で道路が悪くなる一方です。皆



（写真は道路を修理中の安江さん）

士平の安江政太郎さんです。最近の道路は交通量が多く、少い看守人では補修が追いつかないのが現状です。安江さんはそんな現状を見かねてひまを見つけては鉄を持ち出しせつせと補修をはじめられました。時には家の車まで使つて土入れまでやられています。そんな労苦に対して先だつて、岐阜県道路愛護協会会長から表彰されました。今日もまたどこかの道路で鉄をぶつて見える安江さんを見かけられる人もあることでしょう。

五加小学校に立派な校旗ができました。これは五加区大沢の今井久夫さんが、同校の校旗が古くなつたことを知り、こんど金額自費で作つて寄附されたものです。校旗はえび茶の地に、金色の校章を少しゆうした大へん立派なもので生徒たちは大よろこびです。

また同区の田口森松さんは、図書購入費にでもと一万円を寄附されました。

狩猟解禁は11月1日から きまりを守りてつ事故を防ごう

11月1日から狩猟が解禁になります。今年も豊猟が予想され、猟をされる方は愛銃の手入れに余念がないことでしょう。猟をする人は年々増える一方です。しかし残念ながら狩猟事故も年々多くなつていきます。岐阜県においての昨年の狩猟事故は13件もあり、そのいずれも不用意な銃の取扱いや狩猟時の不注意からおきています。ガンブームにつれて銃の愛好者は年々増えていますが、危険性の高い銃を取扱う者は人命の尊さということに深い関心をもたねばなりません。そうして狩猟のきまりを良く守り細心の注意をはらつて事故のないようにしましょう。狩猟と年令について次の事を良く知つておいて下さい

- (1) 満18才未満の者は猟銃や空気銃を所持することも、狩猟することもできません。
- (2) 18才から20才未満の者は猟銃や空気銃は許可を得て所持する事ができるが狩猟する事はできません。
- (3) 20才以上の者は猟銃や空気銃は許可を得て所持できました、知事が行う講習をうけたうえで狩猟免許をうけ狩猟できる。（法律で認める特別の理由のある者はこの限りでない）

育友会からうれしい贈物

五加小学校、神土小学校にステレオ、越原小学校に池が育友会の手で寄附されました。五加小学校の育友会の皆さんは、下刈作業の労働会を行なつて得た金で立派なステレオを購入され寄附されたものです。また神土小学校は前から生徒が廃品回収などでステレオを購入しようとしている話を聞いて、育友会が不足分を全部寄附、同小学校講堂でも使える大きなステレオ

不幸な友へにと 五百円

神土小の田口君は不幸な友達へ上げて下さるシと現金五百円を役場住民係の窓口へ差出した感心な少年がいます。神土小学校四年生の田口光春君（中谷）は、昨年十一月登校中の路上で現金五百円を拾ひ早速警察へ届けました。明なまき法定の期間がすぎたので住民係では、この田口君の意を受けるとともに役立つ方法を考えています。

国民金融公庫
恩給・扶助料
担保貸付案内

国民金融公庫では恩給・扶助料等の受給権に証書を担保とする貸付を行なつています。貸付の条件は次のとおりとなつています。

●貸付限度
恩給、扶助料、年金の支給額の二年半以内で二十万円を限度とします

●資金使途
事業資金のほか、教育費、家屋補修費、借金返済費、冠婚葬祭費等の消費資金でもよろしい。

●利息
年六分（日歩一銭六厘）です。

●連帯保証人
一名以上（家族の方でもよろしい）

●申込み
役場住民係へご相談下さい。

★入場券の半片は必ず受取りましょう
映画館や劇場に入るとき入場券の半片を受取ることはあなたが入場料を納めたしるしです

つたらやめたいという青年が主であります。問1の「あなたは農業経営をこれからどうしますか」でやめたいと答えた8.5%の人の年齢を見ると、30代から50代の人が多占めていることと「よい機会があればやめたい」という青年の考えが一致していることに注目してよいと思います。

さて、農業を積極的に進めていこうという人たちは何を主体に、どんな規模で経営しようと考えているのでしょうか。

問4「農業経営の規模はどうしますか」

- (1) 拡大したい 48.7%
- (2) 現状でよい 35.8%
- (3) 縮小したい 11.7%
- (4) わからない

で現状もしくは、規模を拡大して経営を充実し安定して行こうという考えが多いようです。

問5「規模を拡大した場合何を主体としますか」

- (1) 水稲 12.9%
- (2) 茶 30.9%
- (3) 養蚕 19.4%
- (4) 山林 23.2%
- (5) 和牛 10.2%
- (6) 養鶏 3.2%

の如く回答があり、主産地形成として村が力を入れている茶業と豊富な山林資源のかん養に努力し、林業を中心にそれぞれの農家の実情に合ったものを拡大したい希望を持っています。そこで当然問題になつてくるのは、規模を充実または拡大して行くためにはどういう方法を取り入れてゆくかということでしょう。

問6「あなたは今後農業経営をやつて行く場合どれを選びますか」

- (1) 共同経営 54.6%
- (2) 自立経営 33.3%
- (3) わからない 12.1%

という回答を得たがもちろんこの問題は共同経営をすれば、労力費用等すべての面で有利になることが判つていても、耕地条件その他で共同経営ができない場合もあり、アンケートだけで判断するのは当たらないと思う。しかし、農家の大半の人が共同経営の良さを充分認識していることがうかがえます。

さて、共同経営を進めて行こうという55%近い人は最初に何を手がけようとしているのでしょうか。

問7「共同経営をやる場合最初に何をやりますか」

- (1) 水稲 31.8%
- (2) 茶 29.6%
- (3) 養蚕 29.6%
- (4) 和牛 8.5%
- (5) 養鶏 0.5%

という結果でした。これを年齢別にみますと15才から50才までの人が共同経営で行きたいと望んでおり、自立経営の方は50才から70才までの人が望んでおり、若い世代との食いちがいが感じられます。こんなところに新しい農業経営をはじむなにかがひそんでいるのではないのでしょうか。

調査は以上で終つているが、所得倍増計画が打出され、農業基本法が制定され、それに基づく実際の施策が農業構造改善事業として今後10年間にわたり行なわれます。それにより農業所得は1.1倍まで引き上げるという計画がたてられています。

こういつた施策が講ぜられる中で、農家の人は真剣に考え適切な措置を講ずる必要にせまられています。この調査は前にものべたが、大ざっぱではあつたが今後の農業問題に関する施策上貴重な資料となることでしょう。なお、4H連絡協議会では部分別に突込んだ調査を11月中旬から行うよう計画しており、その調査結果が今から期待されています。

これからの農業は こんな経営に 4Hアンケート調査まとまる

東白川村4Hクラブ連絡協議会(安江啓次会長)では、村内の農家240戸を抽出して農業に対してどういう考えを持ち、今後どうしようと考えているか等についてアンケート調査を実施しましたが、このほどその結果がまとまりました。

総体的にみてこのアンケートは非常に大ざつばな域を脱しないものであるが、しかし、農業を営む者の農業に対する考えを大ざつばながらある程度の確にとらえた資料として貴重なものであるといえます。

では、このアンケートの質問順序に従つて農家の人たちの考えを分析して見ましょう。

問1「あなたは農業経営をこれからどうしますか」

- (1) 続けて行きたい 90.1%
 - (2) やめたい 8.5%
- 理由として
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> もうかる 5.4% しかたがない 31.9% どうにかやれる 62.5% | <ul style="list-style-type: none"> もうからない 35.7% 他に収入がある 57.1% 仕事がつらい 7.1% |
|--|--|
- (3) わからない 1.4%

問2「農業収入によつて生活がなりたちますか」

- (1) 経営改善によつて出来ると思う 52.7%
- (2) どうしてもできない 41.7%
- (3) わからない 5.6%

となつており、時代を反映して農業に対する考え方が深刻になつた1面もうかがえ、「問1」のしかたがないと答えた人が全体の3割もあること、「問2」のどうしてもできないと回答している人は別として「改善によつてできると思う」という53%近い人も、現在は農業収入以外の収入に生活経済の活路を求めているというこがいえま。

こういつた農家の現状の中で若い世代の人たちはどうういう考えを持つていのでしょうか。

問3「最近農村青年は都市に出ていきますがあなたははどうですか」

- (1) 都会で生活したい 2.1%
- (2) 農村でよい 54.1%
- (3) 都市へ出たいが事情により農村でもよい 39.5%
- (4) わからない 6.3%

問4「あなたは将来農業経営をどうしますか」

- (1) 経営改善に努力する 78.8%
- (2) 現在の経営を維持する 1.9%
- (3) 良い機会があればやめたい 17.3%
- (4) わからない 1.9%

と回答しており農村に根を下し経営改善をすることにより合理的な生活ができるという、力強い考え方をしている青年が多いことにたのもしさを感じさせられます。「よい機会があればやめたい」という17.3%の青年の家の経営規模を見ると、そのほとんどが50アール以下の耕地しか持たない農家であり、農業収入では生活がなりたないといつても、多少なりとも耕地があれば、他の仕事に全面的に切りかえる事もできず、それがかえつて負担となつており、良い仕事が見つ

室書

「母と子の二十分間読書」
お母さんも読書を

「天高く馬肥ゆる」とか「読書の秋」とか、秋は私たちの健康を維持する上に一番よい季節です。こういう時期を私たちは有意義に過ごしたいものです。

そこで、全国的な運動として盛り上ってきた読書熱を更に高めると共に「読書を通じてゆたかな教養を身につけよう」との目的のもとに「母と子の二十分間読書」運動がくりひろげられています。これからの「母と子の二十分間読書」

現在、私は国民年金の被保険者として毎月保険料を納付していますが、老令年金の給付の始まる六十五才に達するまでにはおおよそ二十年程もあります。

そこで六十五才から給付される老令年金の額は全期間保険料を納付したとして一八、〇〇〇円程となっていますが、この額が今後二十年先へいつた場合の価値が非常に不安でありますがこの点についてお伺いします。

(加舎尾N生)

分間読書」は前記のべたゆたかな教養を身につけることへのほか、もつと多くの効果をもねらっています。二十分間程の短い時間ですが子供が親に本を読んで聞かせるという事は、どんなにか大きい誇りをもつて読むだろうかということ、想像してみても下さい。そして、こういつたことが子供を励まし、さへよくなることへのほか、お母さんが子供の生活に参加するということに大きな意義があると思えます。世の多くのお母さんは、子供のことに本意が夢中になります。自分の主人以上に熱中されることも少なくありません。これは、子供の将来のこと



室書

お説の意見は当然考へられることで、民間の生命保険や簡易保険等で痛切に体験されたことと思えます。「母と子の二十分間読書」は前記のべたゆたかな教養を身につけることへのほか、もつと多くの効果をもねらっています。二十分間程の短い時間ですが子供が親に本を読んで聞かせるという事は、どんなにか大きい誇りをもつて読むだろうかということ、想像してみても下さい。そして、こういつたことが子供を励まし、さへよくなることへのほか、お母さんが子供の生活に参加するということに大きな意義があると思えます。世の多くのお母さんは、子供のことに本意が夢中になります。自分の主人以上に熱中されることも少なくありません。これは、子供の将来のこと

ところで国民年金法においては「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後

(住民保)

スポーツの秋の一日に

「村民運動会」を計画中

スポーツの秋をむかえて村内の各小中学校では運動会が開かれ、澄みきつた青空の下で子供たちが力いっぱいねまわっていました。健康な笑いと運動の中から子供たちの体力を増進させようという親睦を深めさせようとするこの行事は、学校行事の中ではかみすことのできないものひとつです。皆さんは、そんな子供たちの明るくすごしている運動会を見られたとき、また子供たちから聞かされたとき「子供たちはいくなあ……」と、自分たちも一日何もかも忘れてとびまわつてみたいと思われたことはありませんか。

老いも若きも、村をあげてひとつところに集り、それぞれの体力に依りての競技、おどろき、ゲームと共に手をとり合つての「村民運動会」の話が今体育協会で検討されています。日ごろから遠ざかっている人にこそ出ていたといて明るく笑つていたと、こんな意味から、毎年「村民運動会」の話は出てきますが、実現しません。これにはいろいろ問題があります。日時のこと、内容のこと、各種団体とのつながり、それらひとつひとつについてじっくり考えて見て今年こそは、机上のプランで終らな

郵便局から
簡易保険について

郵便局の簡易保険が本年四月から、最高五十万円まで加入できるようになり、災害や思わぬ事故などで保険金を支払う場合は特別な契約を結んでいなくても保険金の倍額、つまり最高百万円までお支払いすることになっていきます。

近年国民死亡率の低下、寿命の伸長と老令人口が増加し、福祉問題が大きく取

稲刈りは
適期に行おう

稲の刈り取りの適期は、土地や品種によつて同一ではないが、成熟期は普通穂後四十五日から五十日ごろで、外観的には、大部分のモミが黄変して完全に刈り取りがおくれると、割れ米や茶米が多くなる

り上げられる今日、簡易保険では加入者のために現在全国四ヶ所(加入者ホーム(老人ホーム)が設けられていて老後の保養として気軽に利用していたとけま

なお、東海地方にははじめての簡易保険(ヘルスマン)が恵那峡に建設予算二億円程度を投じ明春から建設工事にとりかゝり加入者の皆さんに利用していただくことになっていきます。

また倒れたり、折れたりして刈り取りの能率が悪くなり、品質が落ちるからじゅうぶんに注意して下さい。酒米や、種もみの稲は普通より三日から五日早めに刈り取ることが必要です。刈り取った稲は乾燥後雨にあると、水分を吸収し割れ米や穂発芽をおこしやすいので乾燥が終了したらすぐ収納するようにしたいものです。又はざかけはできるだけ早くして、短期間に乾燥させることが米の品質、あるいは、わらの品質を良くするコツですが、常に乾燥だけは心がけるようにして下さい。

若人の宿「ユースホステル」 楽しい旅はこんな方法で

皆さんは「ユースホステル運動」というのをご存じですか。どこかで耳にしたようだと思われる方もあるかも知れませんが、まだ知らない人がほとんどだろうと思います。まだ見ない日本の各地又、世界各地へ旅をして見たいとは誰もが持つている夢です。そんな夢を少しでも実現させようというのがこの「ユースホステル運動」なのです。

この運動は今から五三年前ドイツの一小学校の教師の発案から今や全世界に広まったのですが、費用が多くなるとして、旅行を、簡素な宿泊施設を各地に作ることによつて経費の節減をはかると共に健全な旅行を誰もが気軽にこなせるようにしようというものです。この運動は全世界に広まり、今では世界各地に四〇〇〇余りの宿泊施設ができ、国際ユースホステル協会という大きな組織が生まれ、全世界共通の規則も出来ています。日本でも八年前国際ユースホステル協会に加盟して、現在までに四〇〇ものホステルができました。ユースホステルという日を本語にいかえると「若人の宿」ということだそうで、その運動はただ安く泊

るに、健全な旅行を誰もが気軽にこなせるようにしようというものです。この運動は全世界に広まり、今では世界各地に四〇〇〇余りの宿泊施設ができ、国際ユースホステル協会という大きな組織が生まれ、全世界共通の規則も出来ています。日本でも八年前国際ユースホステル協会に加盟して、現在までに四〇〇ものホステルができました。ユースホステルという日を本語にいかえると「若人の宿」ということだそうで、その運動はただ安く泊

に分れています。

- 一、少年パス 一〇〇円
- 一、青年パス 二〇〇円
- 一、成人パス 三〇〇円
- 一、家族パス 五〇〇円
- 一、一家六人まで
- 一、リーダーパス 一、〇〇〇円
- 一、二〇才未満を引算する

こうしていづれかの会費を岐阜市にある岐阜県ユースホステル協会へ送ると折返し会員証が送られて来ます。旅に出た時この会員証があればどのユースホステルにでも泊めてくれます。その他こまかい規則のほかに日本ユースホステル協会および岐阜県ユースホステル協会から毎月新聞が送られてきますがその中には各協会が主催して行なう旅のプランや、会員の旅行談、その他名所史跡の紹介などが掲載されています。

安く泊るなら、木賃宿や商人宿に泊ればいゝわけで、清潔で安心して泊れる「若人の宿」を皆さんが少しでも知っていたら、より簡単に旅行をして見聞を広めたいと思います。そこで、ホステルを使用

するにあつては必ず知つておかねばならぬホステル使用規定を紹介してみましよう。

- ホステル使用規定
- ホステルを使用したい時は、あらかじめホステルへ原則として十日前に、宿泊月日、宿泊日数、宿泊責任者氏名、会員番号、宿泊人内訳、到着予定時間、コー議等を往復葉書をもつて予約しなければなりません。
- 予約の取消しは、個人又は少人数の場合は予約日の三日前、五人以上の団体の場合は一週間前に、直接そのホステルに行わなければならない。
- (到着及び出発)
- ホステルに到着した場合、直ちに管理者に会員証を渡し、規定の宿泊料金(一泊ごとに)を支払い、ホステル出発に際し、会員証を受取ること。
- ホステルには、午後八時までに到着しなければならず、又六時半以後に到着する場合は原則としてホステル側より食事を供さないものとする。
- (生活)
- ホステルでは、そのホステルの規則を守り管理者

の指示に従わねばならぬ。●ホステルにおいては、特別の場合の外は、午前十時以後午後三時まではホステル内に留まれない。●ホステル内では絶対に飲酒せず、または酒気を帯びてホステルに入ることはいけません。●ホステル内では定められた場所以外では喫煙してはならない。●ホステルにおいては、食事の自炊を原則とし、食器の清洗、後片付けは必ず自分で行うこと。●ホステル内においては、寝室その他の場所の清掃整頓は、必ず各自で行わねばならない。

●ホステル内においては、常に、周囲の宿泊者の迷惑にならないよう静かにし、努めて親睦をはかること

- 外出の門限は午後九時とし、午後十時には消灯する。
- ホステルにおいては、内外の火気に注意し、火災の危険に留意しなければならぬ。
- 宿泊料金以外の必要経費はその都度支払うこと。
- ホステルでの宿泊は、必ずスリーピング、シーツを使用すること。
- ホステル周囲の風致保存に注意し、樹木や草花を折らないこと。
- 以上が規則としてきまつていますが、こんなにかた苦し

いところに泊るくらいなら、というような考え方で、折角のホステル活動の意義がなくなつてしまふと思ひますが規則だから守るといふ考え方より、常識的な事を自分から率先してやるという考え方にすれば良いと思ひます。ホステルを一軒のわが家とすれば、同宿するものはみな家族であり、お互いの親切と協力によつて明るい、楽しい一夜となります。知らぬ同志がうちとけて話合ふことが互いの力となりあうことは、そのために小さな自己犠牲が大きな喜びとなることでしょう。(ホステルハンドブックより)

官 陸士、海士、 衛 空士を募集し 自衛隊にいます

防衛庁においては第三次二等陸士、海士および空士の募集を行なつております。受付期間は昭和三十七年九月十日から同年十一月三十日までで、採用予定時期は各士とも昭和三十七年十一月および十二月で、応募資格は採用予定月の一日より現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する男

子で中学校卒業程度の学力を有する者です。その他細部については役場住民係までお問合せ下さい。

●今年七宗村で
郡役場職員運動会
来る十月十四日(日曜)に第二回加茂郡町村職員運動会が七宗村に於いて開催されます。この運動会は郡内七ヶ町

七、八月と行事多忙で広報を皆さんにお届けすることができなくて申しわけありません。九月号をどうぞ

編 集 室